## 介護老人保健施設いずみ 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)運営規程

## 第1章 総則

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人田中会が開設する介護老人保健施設いずみ(以下「当施設」という。)が 実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事 項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護状態(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練 その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および 利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
  - 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
  - 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、 その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が 地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者、家族、職員が「ともに考え」「と もに歩む」ことができるようサービス提供に努める。
  - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上 必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を 得て実施するよう努める。
  - 7 当施設は、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供するに当たっては、 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を 活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

- 第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。
  - 1) 施設名 介護老人保健施設いずみ
  - 2) 開設年月日 平成16年5月15日
  - 3) 所在地 愛知県西尾市和泉町1番地8
  - 4) 電話番号 0563-57-5138 FAX番号0563-57-8025
  - 5) 管理者名 田中正規
  - 6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2353280023号)

## 第2章 服務及び職務

(従業者の職種、員数)

第5条 別に定める介護老人保健施設いずみ施設サービス運営規程第5条に定める職種及 び員数のとおりとする。

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
  - 1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
  - 2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
  - 3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、 利用者に対し服薬指導を行う。
  - 4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、 利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく看護を行う。
  - 5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づ く介護を行う。
  - 6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村と の連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
  - 7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
  - 8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
  - 9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
  - 10) 事務員は、施設の窓口機能、施設運営の基礎となる事務部門を行う。
  - 11) 歯科衛生士は要介護者の口腔状況の観察、義歯の清掃・取り扱い指導、要介護者本 人への口腔清掃指導、介護職員への口腔ケアに係る技術的助言、指導、専門的口腔 清掃を行う。
  - (12) 運転手は、利用者の送迎、施設の設備の修繕等を行う。

(職員の服務規律)

- 第7条 当施設職員の服務規律に関する事項は、別に定める医療法人田中会の就業規則による。 (職員の質の確保)
- 第8条 当施設職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法 第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるも のとする。

(職員の勤務条件)

- 第9条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人田中会の就業規則による。 (職員の健康管理)
- 第 10 条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務 等特殊勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない

## 第3章 施設運営及び利用者サービス

(利用定員)

- 第 11 条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。
- 2 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超 えて入所させない。

(サービスの利用)

- 第12条 サービスを受けようとするものは、入所申込書を施設に提出しなければならない。
- 2 支援相談員は前項の入所申込書を受理した時は、入退所判定委員会により内容を審査し可否を協議するものとする。
- 3 支援相談員は、入退所判定委員会の結果を申込者に報告するとし、利用を決定した場合、契約書の手続きをとりかわすものとする。

(短期入所療養介護のサービス内容)

- 第 13 条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、利用者に関わるあらゆる職種 の職員の協議によって作成される短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画 に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の 下における機能訓練及びその他必要な医療、看護・介護並びに日常生活上の世話、また 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。
- 2 施設サービス計画に基づき加算算定を実施する。加算項目については施設利用料表(別途) に記載する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第14条 当施設の利用に当たっての留意事項については、重要事項説明書(別添)に基づく。
- 2 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、 当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以 外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利 用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(利用者負担の額)

- 第15条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
  - 1)保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
  - 2) 利用料として、居住費 (滞在費)・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表の額を徴収する。
  - 3)「食費」及び「居住費(滞在費)」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3 段階まで)の利用者の自己負担額については、別に定める料金表に基づき徴収する。
  - 4) 送迎の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。
    - 通常の事業の実施地域を越えた地域から、片道10キロメートル未満 500円 通常の事業の実施地域を越えた地域から、片道10キロメートル以上 800円
  - 5) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにする。

(通常の送迎の実施地域)

- 第16条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
  - 西尾市(佐久島を除く)、安城市(小川町・木戸町・城ヶ入町・寺領町・根崎町・野寺町・藤井町)、碧南市(旭町・池下町・大堤町・霞浦町・亀穴町・川端町・北浦町・鴻島

町・小屋下町・三角町・三間町・志賀崎町・下洲町・照光町・棚尾本町・天神町・中 江町・縄手町・日進町・二本木町・東浦町・伏見町・舟江町・平七町・三宅町・矢縄 町・流作町・若宮町・鷲塚町・鷲林町)

(身体の拘束)

第 17 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。身体拘束を行わない適切 な介護に努めるとともに、身体拘束廃止のための指針(別添)を定める。

(虐待の防止)

第 18 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、高齢者 虐待に関する指針(別途)を定める。

(褥瘡対策)

第 19 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策のための指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、リス クマネジメント管理規定(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備 する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(ハラスメント防止対策:利用者及び家族等からのハラスメントを含む)

第 22 条 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題である。また、事業主に労働契約法に定められる職員(労働者)に対する安全配慮義務があり、必要な措置を講じるために、ハラスメント防止対策における指針を定める。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 23 条 運営規程の概要、重要事項説明書、基本指針については、利用者及び家族の求めに 応じて閲覧できるよう配置する。
- 2 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営 に関する重要事項については、医療法人田中会介護老人保健施設いずみの役員会におい て定めるものとする。

(委員会)

- 第24条 当施設運営にかかる委員会をおく。
  - 1) 運営管理事項を審議するために管理委員会を置く。
  - 2)利用者の入退所及び通所サービスの利用の可否を審議するため、入退所判定委員会を置く。
  - 3) 介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供するためにリスクマネジメント委員会を置く。
  - 4) 身体拘束廃止に関する指針に基づき、利用者の人間としての尊厳を守ることを前提とした、質の高いケアを提供する体制を確立するために、身体拘束廃止推進委員会を置く。
  - 5) 利用者の人権の擁護に努めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止委員会を置く。

- 6) 感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等施設における感染対策を審議するために感染予防対策委員会を置く。
- 7) 褥瘡の発生予防、発症後早期からの適切な処置を含めた対策を審議するため、褥瘡対策 委員会を置く。
- 8) 利用者の栄養に関することを審議するための給食委員会を置く。
- 9) 利用者サービスに関する審議をするためケアプラン委員会を置く。
- 10) 施設内のレクリエーションに関する審議をするためレクリエーション委員会を置く。
- 11) 職員の教育研修に関する審議をするため教育委員会を置く。
- 12) 利用者や家族よりの苦情に関する審議はリスクマネジメント委員会において行う。
- 13) 前各号のほか必要に応じて委員会を置くことができる。
- 2 前項に定める委員会の運営に関しては管理者が別に定める。

## 第4章 施設の管理

(非常災害対策)

第25条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画 に基づき、非常災害対策を行う。

(業務継続計画の策定)

- 第26条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を安定的・継続的に実施するため業務継続計画を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じるものとする。
  - 2 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行う。

(衛生管理)

- 第27条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
  - 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(帳票類の管理)

- 第28条 施設の状況を管理するため次の帳票を管理する。
  - 1)管理に関する記録
    - (1) 事業日誌(管理日誌、看護介護日誌、夜勤日誌、リハビリ日誌)
    - (2) 職員の勤務状況、研修等の記録
    - (3)委員会議事録
    - (4) 利用実績資料
    - (5) 運営指導に係る記録
  - 2) 入退所判定に関する記録
  - 3) 施設療養その他サービスに関する記録
  - 4) 会計経理に関する記録
  - 5) 施設及び構造設備に関する記録

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか必要な事項は管理者が別に定める。

# 附則

この規程は、令和5年7月1日より内容を一部改訂して施行する。